

第1条 理工学部事務部の事務を分掌させるため、専門職員及び次の5係を置く。

- (1) 庶務係
- (2) 会計係
- (3) 施設管理係
- (4) 学務係
- (5) 学生支援係

2 専門職員は、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学院教務に係る事項の総括・調整に関すること。
- (2) 入学試験に係る事項の総括・調整に関すること。

3 庶務係は、次の事務をつかさどる。

- (1) 儀式その他諸行事に関すること。
- (2) 教授会その他の会議に関すること。
- (3) 諸規程の制定改廃に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 公文書類の接受、発送及び整理保存に関すること。
- (6) 統計・調査及び諸報告に関すること。
- (7) 職員の服務に関すること。
- (8) 職員の人事評価に関すること。
- (9) 職員の労働安全衛生に関すること。
- (10) 前3号に掲げるもののほか、人事関係業務に関し、連絡調整すること。
- (11) 労務事務に関すること。
- (12) 職員の出張に関すること。
- (13) 職員の海外渡航に関すること。
- (14) 公用車の運用に関すること。
- (15) 組織に関する企画及び立案に関すること。
- (16) 大学評価に関すること。
- (17) 中期計画・中期目標及び年度計画に関すること。
- (18) 学内外への広報に関すること。
- (19) 大学の情報公開に関すること。
- (20) 地域社会との連携・協力に係る企画及び立案に関すること。
- (21) その他他の係に属しない事務を処理すること。

4 会計係は、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算の要求及び経理に関すること。
- (2) 諸給与の支給に関すること。
- (3) 旅費及び諸謝金に関すること。

- (4) 授業料等の収納及び債権管理に関すること。
  - (5) 契約及び支出決議書の作成に関すること。
  - (6) 物品購入及び修理に関すること。
  - (7) 物品の保管及び処分に関すること。
  - (8) 寄附受入れに関すること。
  - (9) 共済組合（長期給付を除く。）に関すること。
  - (10) 研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター，高度人材育成部門高度人材育成センター及び産学連携・知的財産部門産学連携・知的財産活用センターの経理に関すること。
  - (11) 会計に関する調査及び報告に関すること。
  - (12) その他会計に関する事務を処理すること。
- 5 施設管理係は，次の事務をつかさどる。
- (1) 施設等の整備及び維持保全に関すること。
  - (2) 施設営繕等に係る予算要求資料の作成に関すること。
  - (3) 構内建物等の不動産に係る資産管理に関すること。
  - (4) 役務契約及び支出決議書の作成に関すること。
  - (5) 施設管理に関する調査統計及び報告に関すること。
  - (6) その他施設管理に関する事務を処理すること。
- 6 学務係は，次の事務をつかさどる。
- (1) 入学試験に関すること。
  - (2) 学生の入学，転学，休学，退学，試験，修了及び卒業に関すること。
  - (3) 授業及び休業に関すること。
  - (4) 教育課程に関すること。
  - (5) 学生の進学指導及び履修指導に関すること。
  - (6) 在学証明書，卒業証明書及び成績証明書の発行に関すること。
  - (7) 学生名簿の作成に関すること。
  - (8) 教育職員免許状に関すること。
  - (9) 学生の賞罰に関すること。
  - (10) 教育実習及び学外見学に関すること。
  - (11) 教務委員会及び入学試験委員会に関すること。
  - (12) その他教務に関する事務を処理すること。
- 7 学生支援係は，次の事務をつかさどる。
- (1) 国際的な組織間協定に関すること。
  - (2) 外国人研究者の受入れに関すること。
  - (3) 外国人留学生の受入れ及び派遣に関すること。
  - (4) 学生の海外留学に関すること。
  - (5) 啓真寮及び国際交流会館(桐生)の管理運営に関すること。
  - (6) 日本学生支援機構その他育成奨学団体の奨学生及び奨学金に関すること。
  - (7) 入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関すること。
  - (8) 課外活動施設及び体育施設の管理運営に関すること。

- (9) 学生の健康診断及び保健衛生に関すること。
- (10) 学生の生活相談に関すること。
- (11) 学生の課外活動に関すること。
- (12) 学生の就職支援に関すること。
- (13) 国際交流・学生支援委員会に関すること。
- (14) その他学生支援に関する事務を処理すること。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。